

令和6年11月28日
農林水産部畜産課

**高病原性鳥インフルエンザの発生防止に万全を期するため、
県内養鶏場へ消毒命令による緊急消毒を実施します。**

国内の養鶏場において、高病原性鳥インフルエンザが継続的に発生し、県内でもこれまでに2事例の発生が確認されました。全国的に発生リスクが高まっていることを受け、本県では、発生防止に万全を期するため、県内養鶏場等に消石灰を配付し、発生リスクが高い渡り鳥のシーズンをとおして継続的に消毒を行うよう、家畜伝染病予防法第9条の規定に基づく消毒命令による緊急消毒を実施します。

1 消毒命令

告示日 令和6年11月29日

2 緊急消毒

- (1) 対象農場 100羽以上を飼養する県内養鶏場等
- (2) 方 法 消石灰等を農場内（鶏舎の周囲及び農場外縁部）に散布
告示後、1週間を目途に散布するよう指導します。

3 取材対応について

家畜防疫上の観点から、養鶏場等での取材は厳に慎むようお願いいたします。
なお、養鶏場から消毒実施後の農場の写真を入手でき次第、県から提供します。
(12月3日（火）頃を予定していますが、天候等により消毒できなかった場合には、提供が遅れることがあります。)

<この記載事項に関する問い合わせ先>
農林水産部畜産課 課長補佐 安藤
電話 025-280-5815
内線 2961